

障がい福祉サービス等を必要とする障がい者（児）に係るやむを得ない事由による措置要綱の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(趣旨)	(趣旨)
<p>第1条 この要綱は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「身障法」という。）第18条第1項又は第2項、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「知的法」という。）第15条の4又は第16条第1項第2号及び児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。）第21条の6の規定に基づき、やむを得ない事由による措置（以下「措置」という。）を行うために必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この要綱は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「身障法」という。）第18条第1項若しくは第2項、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「知的法」という。）第15条の4若しくは第16条第1項第2号、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。）第21条の6の規定に基づき、やむを得ない事由による措置（以下「措置」という。）を行うために必要な事項を定めるものとする。</p>
(対象者等)	(対象者等)
<p>第2条 前条に規定する措置の対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p>	<p>第2条 [同左]</p>
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する<u>障害福祉サービス</u>（以下「障がい福祉サービス」という。）又は児福法第6条の2の2に規定する<u>障害児通所支援</u>（以下「障がい児通所支援」という。）を必要とする障がい者（児）で、やむを得ない事由により介護給付費及び訓練等給付費又は特例介護給付費及び特例訓練等給付費（以下「介護給付費等」という。）若しくは障がい児通所給付費若しくは特例障がい児通所給付費の支給を受けることが著しく困難であると認める者。</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する<u>障がい福祉サービス</u>（以下「障がい福祉サービス」という。）又は児福法第6条の2の2に規定する<u>障がい児通所支援</u>（以下「障がい児通所支援」という。）を必要とする障がい者（児）で、やむを得ない事由により介護給付費及び訓練等給付費又は特例介護給付費及び特例訓練等給付費（以下「介護給付費等」という。）若しくは障がい児通所給付費若しくは特例障がい児通所給付費の支給を受けることが著しく困難であると認める者。</p>
<p>「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」（令和7年12月15日障障発1215第1号、こ成保第657号、こ支虐第470号、こ支家第476号、こ支障第436号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、こども家庭庁成育局保育政策課長、こども家庭庁支援局虐待防止対策課長、こども家庭庁支援局家庭福祉課長、こども家庭庁支援局障害児支援課長連名通知）により、障がい児通所支援又は障がい福祉サービスを利用する必要があると認められた障がい児。具体的には次のとおりとする。</p>	<p>「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」（平成11年8月30日児家第50号）により、障がい児通所支援又は障がい福祉サービスを利用することが必要であると認められた障がい児。具体的には次のとおりとする。</p>
<p>里親又は小規模住居型児童養育事業を行う者（ファミリーホーム）に委託されている障がい児 [略]</p>	<p>[同左] [同左]</p>

障がい福祉サービスのうち居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所又は就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型(就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型を総称して、以下「就労選択支援等」という。)

児童養護施設に入所する障がい児

[略]

就労選択支援等

児童心理治療施設に入所する障がい児

就労選択支援等

[略]

[2 略]

(措置の決定等)

第3条 [略]

[2 略]

3 保健福祉センター所長は、前項の通知を受けた場合又は第1項に規定する状況調査や次に掲げる事項を総合的に勘案したうえで障がい福祉サービス等の利用が必要であると認められる場合は措置の決定を行う。

ただし、知的法第16条第1項第2号の規定に基づく場合であって、医学的及び心理学的判定を必要とする場合には、同法第16条第2項の規定に基づき、あらかじめ、大阪市立心身障害者リハビリテーションセンターの判定を求めなければならない。

[~ 略]

[4・5 略]

(事業の委託)

第4条 保健福祉センター所長は、障がい福祉サービスの利用が必要な障がい者(児)に対し措置の決定を行ったときには、障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設若しくはのぞみの園又は指定医療機関の設置者(以下「障がい福祉サービス事業者等」という。)に、障がい児通所支援の措置の決定を行ったときには、児福法第21条の5の3に規定する指定障害児通所支援事業者に障がい福祉サービス等を提供することを

障がい福祉サービスのうち居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所又は就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型(就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型を総称して、以下「就労移行支援等」という。)

[同左]

[同左]

就労移行支援等

[同左]

就労移行支援等

[同左]

[2 同左]

(措置の決定等)

第3条 [同左]

[2 同左]

3 保健福祉センター所長は、前項の通知を受けた場合または第1項に規定する状況調査や次に掲げる事項を総合的に勘案したうえで障がい福祉サービス等の利用が必要であると認められる場合は措置の決定を行う。

ただし、知的法第16条第1項第2号の規定に基づく場合であって、医学的及び心理学的判定を必要とする場合には、同法第16条第2項の規定に基づき、あらかじめ、大阪市立心身障害者リハビリテーションセンターの判定を求めなければならない。

[~ 同左]

[4・5 同左]

(事業の委託)

第4条 保健福祉センター所長は、障がい福祉サービスの利用が必要な障がい者(児)に対し措置の決定を行ったときには、障害者総合支援法に規定する指定障がい福祉サービス事業者、指定障害者支援施設若しくはのぞみの園又は指定医療機関の設置者(以下「障がい福祉サービス事業者等」という。)に、障がい児通所支援の措置の決定を行ったときには、児福法第21条の5の15に規定する指定障がい児通所支援事業者に障がい福祉サービス等を提供することを

委託するものとする。

(費用の請求)

第6条 障がい福祉サービス事業者等及び障がい児通所支援事業者は、措置に要する費用について、請求書にやむを得ない事由による措置にかかる事業実施報告書（様式第4号）明細書及びサービス提供実績記録票を添えて、市長に請求するものとする。

(措置の解除)

第9条 保健福祉センター所長は、措置を解除したとき、障がい福祉サービス等措置解除決定通知書（第7号様式）により、当該措置を受けた者に対し通知するものとする。ただし、保健福祉センター所長が当該決定の通知をすることが不適当と認めるときは、この限りではない。

2 保健福祉センター所長は、前項の措置の解除を行ったとき、障がい福祉サービス等措置委託解除決定通知書（第8号様式）により、当該委託事業者等に対し通知するものとする。

3 第2条第1項第2号に掲げる障がい児について、里親・ファミリーホーム・児童養護施設・乳児院への入所・委託措置が解除となった場合、保健福祉センター所長は、すみやかに本要綱に基づく措置を解除するものとする。

(成年後見制度の活用)

第10条 保健福祉センター所長、障がい福祉サービス事業者等および障がい児通所支援事業者は、措置を受けた者が障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの利用に関する契約を行うことができるようにするため、特に必要があると認めるときは、知的法第28条に規定する審判の請求等を行い、当該措置を受けた者が民法（明治29年法律第89号）に基づく成年後見制度等を活用できるよう援助するものとする。

とを委託するものとする。

(費用の請求)

第6条 障がい福祉サービス事業者等及び障がい児通所支援事業者は、措置に要する費用について、請求書（第4号様式）により市長に請求するものとする。

(措置の解除)

第9条 保健福祉センター所長は、措置を解除したときは、当該措置を受けた者に対しては、障がい福祉サービス等措置解除決定通知書（第7号様式）により通知するものとする。ただし、保健福祉センター所長が当該決定の通知をすることが不適当と認めるときは、この限りではない。

2 保健福祉センター所長は、前項の措置の解除を行ったときは、当該委託事業者等に対しては、障がい福祉サービス等措置委託解除決定通知書（第8号様式）により通知するものとする。

3 第2条第1項第2号に掲げる児童について、里親・ファミリーホーム・児童養護施設・乳児院への入所・委託措置が解除となった場合は、保健福祉センター所長はすみやかに本要綱に基づく措置を解除するものとする。

(成年後見制度の活用)

第10条 保健福祉センター所長及び事業者等は、措置を受けた者が障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの利用に関する契約を行うことができるようするため、特に必要があると認めるときは、知的法第28条に規定する審判の請求等を行い、当該措置に係る者が民法（明治29年法律第89号）に基づく成年後見制度等を活用できるよう援助するものとする。

(様式第4号)

第4号様式(第6条関係)

令和 年 月 日

やむを得ない事由による措置にかかる事業実施報告書

大阪市長様

所在地	
電話番号	
事業所名	
代表者名 <small>(役職・氏名・代表印)</small>	

やむを得ない事由による措置による措置利用者について、次のとおり障がい福祉サービスの提供を行いましたので報告します。

提供したサービスの名称	
対象者氏名	
実施期間	令和 年 月分 ~ 令和 年 月分
総費用額(合計)	円

※各月の費用の内訳については、別添「介護給付費・訓練等給付費等明細書」、「サービス提供実績記録表」参照。

(様式第4号)

第4号様式(第6条関係)

請求書

年 月 日

大阪市長様

住所
氏名

次のとおり請求します。

金額	円也
内 容	
障がい福祉サービス等を必要とする障がい者(見)に係るやむを得ない事由による措置費として	
(年 月 ~ 年 月分)	

※ 金額の前には必ず¥を付けてください。

 債権者登録済の金融機関の口座に振り込んでください。

債権者番号		指定口座	
-------	--	------	--

※ 指定口座は、A、B、C、D、Mよりご指定ください。

 次に指定する金融機関の口座に振り込んでください。

金融機関名称		支店名称	
預金種別		口座番号	
フリガナ 口座名義			

本市記入欄

印影等照合先(契約番号等)	執行主管コード	支出命令番号		
		月 日		
請求書等 確認者記印				
業務区分	<input type="checkbox"/> 延出	<input type="checkbox"/> 改入	<input type="checkbox"/> 改計外	<input type="checkbox"/> 批全

附 則

この要綱は、令和8年 月 日から施行し、改正後の第2条第1項第2号の規定は令和7年12月5日から適用する。